

審査申立書

平成26年 2月 7日

東京第五検察審査会 御中

1. 申立人（告発人）

（代表：通知先） 〒 住所 和モガ 印
職業： 生年月日：昭和 年 月 日
〒 住所 hanako 印
職業： 生年月日：昭和 年 月 日

2. 罪名

偽計業務妨害罪（刑法第 233 条）、虚偽有印公文書作成罪（刑法第 156 条）および同行使罪（刑法第 158 条）ならびに業務上公金横領罪（刑法第 253 条）、公金横領罪（刑法第 252 条）

（※告発状では「審査員の不正選定」および「『なりすまし審査員』の配置」について告発していましたが、今回は「『なりすまし審査員』の配置」のみ申し立てます。）

3. 不起訴処分

平成25年12月27日（事件番号：平成25年検第38192～38200号）

4. 不起訴処分とした検察官

東京地方検察庁 検察官検事 佐久間 進

5. 被疑者

- ・東京第五検察審査会 事務局長 D
- ・東京第五検察審査会 事務官 Y
- ・東京第五検察審査会 事務官 K
- ・氏名不詳 C（東京第五検察審査会 平成21年第4群検察審査員 109801番）
- ・氏名不詳 D（東京第五検察審査会 平成22年第1群検察審査員 117927番）
- ・氏名不詳 E（東京第五検察審査会 平成22年第3群補充員 133566番）

※番号は日当、旅費の「請求書」に振られている債権者番号です。

6. 申立ての理由

告発は小沢一郎氏の政治資金規正法違反（陸山会事件）を審査した東京第五検察審査会（以下、第五検審）において不正があったと告発したものです。しかし、この告発は不起訴になるだろうとあらかじめ予想していました。もちろん、開示資料を解析し不正の痕跡を見つけたので告発したのですが、それでも検察は不起訴にするだろうと思っていたのです。告発したのは不起訴を不服として審査申立てをし、検察審査会でこの事件を独自に調査してほしいと思ったからです。

それでは、告発した被疑内容（『なりすまし審査員』の配置）についてまず説明し、その上で、何故、検察の不起訴処分をはじめから想定していたかについて説明していくことにします。

7. 被疑内容（『なりすまし審査員』の配置）

（1）債権者番号による調査

小沢氏の政治資金規正法違反（陸山会事件）が審査された第五検審の検察審査員および補充員（以下、審査員等）の旅費、日当の「請求書」の右横には番号が付けられています。審査員等の旅費、日当は口座振込によって支払われますが、この番号は東京地方裁判所（以下、東京地裁）で振込口座を登録したときに会計システムが自動採番する債権者番号です。「請求書」が東京地裁に送られて来たとき、会計係がその債権者番号を打ち込めば、本人の振込先情報が表示され、そこに振込金額を入力するだけで振込データを作れる仕組みになっています。従って、真っ黒に塗りつぶされた氏名の代わりに、この債権者番号で審査員等を個別に識別することができます。

（2）特異な債権者番号

平成21年11月から22年10月までの1年間の「請求書」等を開示請求し、この債権者番号をもとに審査員の出席状況を表にしたものが別表「東京第五検察審査会における陸山会事件の審査状況」です。

小沢氏の陸山会事件については二回の審査が行われましたが、一回目の審査会では審査員C（109801番）とD（117927番）、二回目の審査会では補充員E（133566番）と他の審査員等とは明らかに違う大きな番号の審査員等がいることが分かります。平成22年第2群にも137723番がありますが、この人物は陸山会の審査が終わった後に現れる審査員です。

債権者番号は時間の経過とともに番号が大きくなります。一般の審査員等は任期開始の半月前には「口座振込申出書」を返送するようになっていきますので、大きな番号は一般の審査員等が口座登録された後で登録されたものであることが分かります。

第 号		決 議 印	裁 判 所
請 求 書			検 察 審 査 費 検 察 審 査 員 旅 費
東京第五検察審査会 御中	請 住 所		
支給決定	求 氏 名		
平成22年4月27日 検察審査会長	審		
被疑者 小沢一郎こと小澤一郎 に対する 政治資金規正法違反 被疑 事件につきなされた検察官の不起訴処分の当否に関する審査事件について 検 察 審 査 員 として出頭したから下記のとおり旅費を請求 平成22年4月27日			
出 頭 年 月 日		出 頭 場 所	
平成22年4月27日		東京第五検察審査会	
請 求 額	6,120 円		
内 容	金 額	事 由	
	5,940 円	日 当 / 日分	
	380 円	宿 泊 料 泊	
		自 至 展々開 / 開 鏡道賃	
	自 至 開 車 賃		
	自 至 開 船 賃		
計	6,120 円		
上記の金額を領収しました。			
氏 名			
平 成 年 月 日			
備 考			

（3）「宣誓書」の未提出

そしてC、D、Eは審査員等に提出が義務付けられている「宣誓書」を提出していません。開示された「宣誓書」の枚数は債権者番号の数より少なくC、D、Eが初めて現れた審査日を提出日とする「宣誓書」がないのです。特異な債権者番号を持っていること、また、「宣誓書」を提出していないことから、これらの人物が審査員等ではない可能性があると考えたわけです。

(4) 「なりすまし審査員」か振込口座の再登録か？

「東京第五検察審査会における陸山会事件の審査状況」をみると審査会に出席しなくなった c (103659 番)、c' (103632 番)、d (11589 番)、e (130362 番) がいて、その入れ替わりに C、D、E が現れていることが分かります。債権者番号は振込口座を登録したときに作られることから、番号が大きく「宣誓書」を提出していないのは元の審査員が何らかの理由で新しい預金口座を開設し、その口座を振込口座として再登録したことが考えられます。これなら「宣誓書」を提出していない理由も説明が付きまします。しかし、元の審査員が振込口座を再登録したのではなく C、D、E は別人だったという確かな証拠を開示資料の中に見つけることが出来ます。これを一番分かり易い C について説明していくことにします。D、E については実際に調査して頂ければ分かることなので割愛します。

(5) きちんと並べられた「請求書」

「東京第五検察審査会における陸山会事件の審査状況」をみると、審査会の都度、提出される「請求書」はきれいに並んでおり、その順序はいつも一定です。このため「請求書」は名簿順、おそらく「検察審査員及び補充員選定録」(以下、「選定録」)の名簿順に並べられていると思われます。仮にあなたが事務官であったとして、ある日、審査員から結婚で住所と姓が変わったことに伴う新しい「口座振込申出書」を受け取ったとしましょう。次の審査日、この審査員から新しい住所、氏名の「請求書」が提出されたら、いったいどこに並べるでしょう。そのときは迷うことなく、元々の旧姓があった位置に並べるはずで、それ以外には並べようがありません。

しかし、平成 21 年 12 月 22 日から現れた C (109801 番) の「請求書」の位置は審査日毎にその位置が変わっています。この C は 21 年第 4 群の検察審査員ですが、元々の審査員は 5 人いて①から⑤番までの決まった位置がありました(審査員の一人は最初から最後まで出席なし)。来なくなった元の審査員は 2 人で c' は③番目、c は⑤番目の位置です。ここで、このどちらかの審査員が振込口座を再登録したのなら C の「請求書」は常に③番目か⑤番目の位置に現れたはずですが、C が c' であったなら次の図のパターン A のように常に③番目の位置に並べられていたはずで、c であるならパターン B のように⑤番目の位置に並べられていたはずですが、ところが実際には 12 月 22 日は⑤番目の位置ですが、1 月 26 日は③番目の位置で、2 月 9 日から 3 月 30 日まではなんと①番目と②番目の審査員の間割り込んでいます。このことはその人物が提出した「請求書」の名前は「選定録」には載っていなかったという以外に説明のしようがありません。①番目と②番目の間にはおそらく一度も出席のなかった審査員の名前があったと思われます。6 人の審査員の名簿の中で出席がなかった 3 人の名簿のいずれかの位置に、その日の気分で「なりすまし審査員」の「請求書」を置いたことになりまします。従って C は何食わぬ顔で審査に加わった「なりすまし審査員」だったということになります。「請求書」が事務局に残っていれば、このように位置が乱れることはなかったでしょう。しかし、「請求書」は旅費、日当の振込のため東京地裁に送られます。事務局で、あらかじめ位置を決めておかないと、前回、どこに置いたのか位置が分からなくなってしまうのです。

パターンA

C=c'であり口座を再登録したときの請求書の並び順

審査員等	氏名番号	宣誓書提出日	一回目審査会															
			11/10 (火)	11/24 (火)	12/8 (火)	12/22 (火)	1/12 (火)	1/26 (火)	2/9 (火)	2/23 (火)	3/9 (火)	3/16 (火)	3/23 (火)	3/30 (火)	4/6 (火)	4/13 (火)	4/20 (火)	8回 議決 4/27 (火)
審査員(6名)	①103608	11月10日	⑨	⑧	×	⑦	⑨	⑧	①	×	①	①	①	×	①	①	×	①
	②103616	11月10日	⑩	⑨	⑨	⑥	⑩	⑨	②	①	②	②	②	①	×	⑧	①	②
元の審査員	③103632(c')	11月24日	×	⑩	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元の審査員	④104671	11月10日	⑪	⑪	⑩	④	×	⑪	④	③	④	④	③	③	⑨	×	④	
c'口座再登録	⑤103659(c)	11月10日	⑫	⑫	⑪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	109801(C)	提出なし	×	×	×	⑤	⑪	⑩	③	②	③	③	②	②	⑬	②	③	
⑥未出席者			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

Cがc'と同一人物なら請求書はこう並んでいたはず。

- ・○付数字は請求書の出現順番
- ・黄色で示された位置は提出されたCの「請求書」が並べられた位置を示す。

実際の並び順はこうなっている

平成21年第4群検察審査員における「なりすまし審査員C」の請求書の並び順

審査員等	氏名番号	宣誓書提出日	一回目審査会															
			11/10 (火)	11/24 (火)	12/8 (火)	12/22 (火)	1/12 (火)	1/26 (火)	2/9 (火)	2/23 (火)	3/9 (火)	3/16 (火)	3/23 (火)	3/30 (火)	4/6 (火)	4/13 (火)	4/20 (火)	8回 議決 4/27 (火)
審査員(6名)	①103608	11月10日	⑨	⑧	×	⑦	⑨	⑧	①	×	①	①	①	×	①	①	×	①
	②103616	11月10日	⑩	⑨	⑨	⑥	⑩	⑨	③	②	③	③	③	②	×	⑧	①	②
元の審査員	③103632(c')	11月24日	×	⑩	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元の審査員	④104671	11月10日	⑪	⑪	⑩	⑤	×	⑪	④	③	④	④	④	③	③	⑨	×	③
なりすまし	⑤103659(c)	11月10日	⑫	⑫	⑪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	109801(C)	提出なし	×	×	×	④	⑪	⑩	②	①	②	②	②	①	②	⑬	②	④
⑥未出席者			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

未出席者の実際の名簿の位置は①と②の間にあると思われる

出席しない3人の審査員の位置のいずれかに並べられている。

パターンB

C=cであり口座を再登録したときの請求書の並び順

審査員等	氏名番号	宣誓書提出日	一回目審査会															
			11/10 (火)	11/24 (火)	12/8 (火)	12/22 (火)	1/12 (火)	1/26 (火)	2/9 (火)	2/23 (火)	3/9 (火)	3/16 (火)	3/23 (火)	3/30 (火)	4/6 (火)	4/13 (火)	4/20 (火)	8回 議決 4/27 (火)
審査員(6名)	①103608	11月10日	⑨	⑧	×	⑦	⑨	⑧	①	×	①	①	①	×	①	①	×	①
	②103616	11月10日	⑩	⑨	⑨	⑥	⑩	⑨	②	①	②	②	②	①	×	⑧	①	②
元の審査員	③103632(c')	11月24日	×	⑩	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元の審査員	④104671	11月10日	⑪	⑪	⑩	⑤	×	⑩	③	②	③	③	③	②	②	⑨	×	③
c'口座再登録	⑤103659(c)	11月10日	⑫	⑫	⑪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	109801(C)	提出なし	×	×	×	④	⑪	⑩	④	③	④	④	④	③	③	⑬	②	④
⑥未出席者			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

Cがcと同一人物なら請求書はこう並んでいたはず。

(6) 「なりすまし審査員」の役割

「なりすまし審査員」がいたのは議決を「起訴相当」に誘導するためで、それ以外に存在する理由はありません。ここで一人や二人の「なりすまし審査員」で果たして議決を誘導できるのかという疑問が湧くかもしれません。しかし、小沢氏が陸山会事件で不起訴となり第五検審に不服申立てされた当時の状況を思い出してみてください。小沢氏のイメージは今の猪瀬元東京都知事よりもはるかに悪く、「小沢を裁判にかけろ」という雰囲気でした。しかし、一方、審査会では検察が不起訴とした事件であり、政権交代まで成し遂げた政治の実力者を法律に疎い素人11人が果たして簡単に「起訴相当」としていいのかという抑制力も働いていたはずです。審査会はまさにコップになみなみと注がれた水が溢れるか溢れないかの状態であったと思われます。そこに小石を投げ入れるのが「なりすまし審査員」の役目だったのです。「我々では判断が難しいので裁判によって白黒をつけてもらおう」と口火を切るの一人いれば十分だったと思われます。「不起訴不当」ではなく裁判にかけられるために必要な「起訴相当」に誘導するのが「なりすまし審査員」に与えられた役割だったのです。

(7) 被告発人および罪状について

『「なりすまし審査員」の配置』は事務局の関与なしには出来ないもので、第五検審事務官には「なりすまし審査員」とともに審査会に対する偽計業務妨害罪が成立します。また、同時に虚偽の「議決書」を作成していることから虚偽有印公文書作成罪となり、その謄本が当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付されていることから同行使罪になります。また、事務官は「なりすまし審査員」に旅費、日当を支出しており、業務上公金横領罪（刑法第253条）に、「なりすまし審査員」についてはそれを受領していることから公金横領罪（第252条）になります。ここで、審査会事務局がそのような犯罪を単独でするわけではなく、それを組織的に指示した人物がいるわけで、告発状ではその人物を氏名不詳で告発していましたが、今回の申立てでは第五検審事務官と「なりすまし審査員」だけにとどめています。

8. 何故、検察の不起訴を想定していたか

では、何故、この告発を検察が不起訴にすると想定していたのでしょうか。それは「なりすまし審査員」が最初に審査会に現れた日が通常では考えられない日であったからです。告発人が告発した場合、その事件が検察審査会にかけられるには次のような経過をたどります。

①告発人が刑事告発→②捜査の結果、検察が被告発人を不起訴処分→③告発人が処分を不服として審査申立て→④検察審査会で審査

ここで、東京検察審査会には第一から第六まで六つの審査会があるので、事務局が「なりすまし審査員」を配置するとすれば、どの審査会で審査するか決まった後になり、当然、④の後ということになります。しかし、小沢氏のケースを時系列でみると、驚くべきことに次のようになっています。

①第五検審に「なりすまし審査員C」の配置（21.12.22）→②「真実を求める会」が小沢氏を告発（22.1.21）→③検察が小沢氏を不起訴処分（22.2.4）→④「真実を求める会」が審査申立て（22.2.12）→⑤第五検審で審査が始まる（22.3.9）………「小沢一郎事件年表」を参照

すなわち、まだ告発されてもいないうちに第五検審に「なりすまし審査員C」が配置されているのです。その後、「真実を求める会」が告発、検察が不起訴処分とし、見事、その第五検審で審査が始まるのです。ひょっとすると、「審査申立書」の宛名には第五検審が指定されていたのかも知れません。つまり、小沢氏の陸山会事件は検察で起訴するのではなく、はじめから第五検審で強制起訴するよう、検察と審査会事務局の間で話が出来ていたということになります。小沢氏の公判中に検察が第五検審の二回目の審査会に捜査報告書を捏造して提出していたことが明らかになりましたが、小沢氏を表向き不起訴処分とした検察が、裏で審査会を使ってこっそり起訴しようとしていたのです。このため、審査会事務局の犯罪を立件すれば芋づる式に検察の関与まで明らかになるので、この事件で検察がまともな捜査をすることはないだろうと思っていたのです。

9. 告発した理由

検察が不起訴にすることが分かりながら告発したのは、検察審査会法に次の条文を見つけたからです。

【検察審査会法】

- ・第三十六条 検察審査会は、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ・第三十七条 検察審査会は、審査申立人及び証人を呼び出し、これを尋問することができる。

この二つの条文は検察審査会が独自の調査権を持っていることを示しています。検察審査会は検察が意図的な不起訴を行っていないかどうかをチェックするために設けられています。まさに、この審査申立てのような事態を想定しており、そのため検察審査会法は審査会に独自の調査権を与えているのです。この調査権を使えば、例え不起訴になっても『なりすまし審査員』の配置について、検察審査会で独自に調査できると思ったのです。

「なりすまし審査員」かどうかは途中から出席しなくなった元の審査員と「なりすまし審査員」と指摘した人物が同一人物かどうかを調べるだけでよく、白黒がはっきり分かるものです。同一人物であれば「不起訴相当」(白)となり、別人であれば「起訴相当」(黒)となります。それらの人物はすべて債権者番号を特定しているので審査会で調査すれば、すぐに事件は明らかになるはずです。

10. 調査方法

調査については、あらかじめこちらでその内容や方法、調査手順や検査ポイントについてまとめています。審査会は審査申立人を呼び出し尋問することができますので、申立人代表者を呼び出して頂ければ、直接、説明したいと思います。また、審査会独自で調査を行うため、検察から提出された捜査資料と審査会の調査結果を突き合わせるすることができます。「『なりすまし審査員』の配置」が明らかになった場合、検察が不起訴としているので、提出された捜査資料はどこかに捏造や改ざんがされているということになります。

1 1. 審査にあたっての留意点

第五検審に捏造捜査報告書が提出されていた事件は田代元検事の「記憶の混同」ということで不起訴になっています。一方、大阪の郵便不正事件ではフロッピーディスクを改ざんした前田元検事が朝日新聞にスクープされたその日に逮捕、起訴されています。改ざんしたものが裁判の証拠としては使われなかったもので実害はなかったにもかかわらずです。前田元検事の改ざんは文書の作成年月日のみでしたが、田代元検事の捜査報告書は全てが捏造といえるものでした。果たしてこの二つの事件における検察の処分の違いはどこからくるのでしょうか。何故、前田元検事が「誤って書き換えてしまった操作ミス」ということで不起訴となり、田代元検事が即逮捕、起訴されなかったのでしょうか。それは、前田元検事の改ざんが個人的なものだったのに対し、田代元検事の捏造は組織的なものだったからという以外に説明のしようがありません。組織的な不正はその組織を守るため、また隠ぺいという不正を重ねてしまったということになります。この田代元検事の捏造捜査報告書の事件については現在、二つの市民団体が東京検察審査会に審査申立てをしています。

今回、申立てを行わなかったもうひとつの告発「審査員の不正選定」は「審査員選定くじソフト」を使って恣意的に若年層の審査員を選定したというもので、第一検審事務局を告発したものです。このため、告発はもともと東京検察審査会事務局の全組織的な不正を告発したものでした。今回の審査はその事務局のもとで審査しなければならず、非常に特殊な審査であることを自覚する必要があります。告発は平成 25 年 7 月 8 日付けでそれから半年以上も経過していますので、組織的な不正である以上、既に隠ぺいされている可能性があることも考慮しておいてほしいと思います。

1 2. 事務局に対する要望とその回答

このため、審査にあたっては事務局の関与を出来るだけ排除するよう申立てに先だって、事務局に以下の 4 点を「要望書」として提出していました。しかし、事務局からの回答はなく、こちらが催促すると「要望として承っておりますが、回答は控えさせていただきます」というものでした。こちらが要望していたのは以下の 4 点についてです。

(1) 当該事件を審査する審査会の指定（解決済み）

告発は小沢氏を審査した審査会はあらかじめ第五検審に決められていたというものでしたから、本件を審査する審査会が事務局側で決定されることについては非常に抵抗がありました。そこで、審査する審査会を申立人で指定できるよう要望していました。これについては「審査申立書」の宛先に希望する審査会を記載すればよいということなので、第五検審に指定しています。この理由は審査会の調査権には「実地調査」の権限が与えられておらず、各審査会はそれぞれ独立した機関のため、他の審査会を指定すると調書の原本が見られないようになるからです。写しでは調書が改ざんされる恐れがあるので、調書の原本を確認できる第五検審を指定しています。

【検察審査会法】

第三条 検察審査会は、独立してその職権を行う。

(2) 被告発人等関係者の排除（未解決）

被告発人等関係者（「処分通知書」の被疑者を参照のこと）の中に K 事務官がいますが、今も

第五検審事務局に勤務しています。このため、審査の公正性が損なわれるので、審査終了までは事務局や関係資料が保存されている部署への立ち入りを禁ずるよう要望していました。

この「審査申立書」の審査が開始された段階で第五検審に担当官として K 事務官がいることはないでしょうが、まだ在籍しているなら、審査会長の権限で交替させるようお願いします。

【検察審査会法】

第十五条 前条に規定する各群の検察審査員及び補充員のいずれかの任期が開始したときは、その都度速やかに検察審査会議を開き、検察審査会長を互選しなければならない。この場合において、検察審査会長が互選されるまでは、検察審査会事務局長が検察審査会長の職務を行う。

○2 検察審査会長は、検察審査会議の議長となり、検察審査会の事務を掌理し、**検察審査会事務官を指揮監督する。**

(3) 関係資料の廃棄処分の一時的凍結（未解決）

今後、廃棄が予定されている第五検審に係る資料について、調査が終わるまでは廃棄処分の一次凍結を要望していました。一般的に保存文書は保存期間を経過してもその長が必要と認めた場合は処分を保留することができるようになっています。審査会長の権限で一時的に凍結するよう要望します。東京地裁に送付された「口座振込申出書」および旅費の「請求書」についても、廃棄しないよう要請をお願いします。

(4) 審査会長専用キャビネットの設置（未解決）

この審査申立てについては審査会の持つ調査権を使って審査会で独自に調査するよう要望しています。審査会が独自で調査した資料を第五検審事務官を含め他の検審事務官（東京検察審査会事務局は第一検審から第六検審までひとつのフロアにあります）が審査会長不在時に勝手に閲覧できないよう、審査会長専用キャビネットの設置をお願いします。

小沢氏を起訴議決した二回目の第五検審において審査員の平均年齢が 30.90 歳と異様に低かったことや、その平均年齢が何度も訂正された結果、審査員が全て入れ替わっているにも関わらず一回目と二回目の審査員の平均年齢が全く同じ 34.55 歳となったことなどから、当初から第五検審に何らかの不正があるのではないかとこの疑惑が取りざたされていました。もし、第五検審に不正がなかったのであれば、今回の審査申立てにより、不正がないことが明らかになるので事務局側としても何ら協力を惜しむものではないと思いますが、残念ながら事務局の協力が得られなかったため、上記3点の未解決の要望については、あらためて審査会長にお願いしたいと思います。

1.3. 審査会長（審査会）への要望

ここで審査会長および審査会へは以下のことを要望したいと思います。

(1) すみやかな審査の開始

検察審査会法では審査の順番は決められていますが、緊急を要する場合には審査の順番を変更することが出来るようになっています。小沢氏の一回目の審査が始まったのは平成 22 年 3 月でもうすぐ 4 年になろうとしています。4 月からは新年度となり、関係機関の証拠書類の廃棄処分が進んでい

くと思いますので、すみやかに審査を開始されるよう要望します。また、調査は審査会で独自に行えることから、検察による資料の提出を待たずに審査を開始することができます。

【検察審査会法】

第三十三条 申立による審査の順序は、審査申立の順序による。但し、検察審査会長は、特に緊急を要するものと認めるときは、その順序を変更することができる。

(2) 「なりすまし審査員」の排除

第五検審の問題を早くから追及してきた森ゆうこ前参議院議員の調査により、「審査員選定くじソフト」には欠陥があり、エクセルデータ等で任意の人物を外部から追加し、その人物を審査員として選定できることが明らかになっています。このため、「なりすまし審査員」を調査する本審査員等がまずは正当な審査員であるということを確認してほしいと思います。これについては、以下の手順で確認することができます。

- ① 審査会に出席している者、全員に以下の記載事項証明書（願）の住所、氏名、生年月日を記入させ、その住所を管轄する選挙管理委員会に送付し、審査員候補者として選出された人物であることを各選挙管理委員会に証明してもらいます。その上で、その名前が「選定録」に載っていることを確認します。ただし、審査員候補者の選出は昨年9月の住所地を管轄する選挙管理委員会から選出されるので、その後、転居や結婚をしている場合についてはそれを考慮する必要があります。
- ② 審査会の開催時には出席者に身分証を持参させ、それを互いに確認し合う。

記載事項証明書（願）		平成○年○月○日
○○選挙管理委員会 殿	東京第五検察審査会 印	
下記の者は平成○年第○群の東京第五検察審査会の審査員候補者として選出した者であることまたは選出していない者であることを証明願います。		
住所：○○○○○○○	氏名：○○ ○○	生年月日： ○年○月○日

上記の者については		
審査員候補者として	（ <input type="checkbox"/> 選出した者 <input type="checkbox"/> 選出していない者 ）	であることを証明します。
特記事項： _____		
平成○年○月○日		○○選挙管理委員会 印

(3) 「意見書」、「資料」の扱いについて

今後、「意見書」、「資料」を審査会に送付することもあるかと思いますが、この「意見書」、「資料」が事務局に到着したことは確認できても、審査会で審査員等が実際に手に取ったかどうかは確認することが出来ません。新しい「意見書」、「資料」の送付にあたっては「東京第五検察審査会を迫及する資料サイト[※]」に送付したものを載せますので、審査日前には確認するようお願いいたします。

(4) 職権による審査

検察審査会法の第二条は次のように書かれています。

【検察審査会法】

第二条 検察審査会は、左の事項を掌る。

- 一 検察官の公訴を提起しない処分^のの当否の審査に関する事項
- 二 検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項

○2 検察審査会は、告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者（犯罪により害を被つた者が死亡した場合には、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）の申立てがあるときは、前項第一号の審査を行わなければならない。

○3 検察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基き職権で第一項第一号の審査を行うことができる。

この第三項には、調査の途中で不正を見つけた場合は職権により事件として審査できると書かれています。調査途中で何らかの別の不正を見つけたときはこの職権を活用して頂くようお願いいたします。

14. 最後に

西松建設事件からはじまり陸山会事件、水谷建設事件と続いた、いわゆる小沢一郎事件は我が国に政権交替をもたらした極めて大きな政治の流れの中で起きています。なかでも、この陸山会事件は市民団体による告発に端を発したもので、検察が自ら捜査した事件ではありません。しかも、告発内容は平成16年という5年も前の政治資金収支報告書のわずか3月程の期ズレについて告発したものでした。陸山会事件で小沢氏は強制起訴されましたが、一審で無罪となり、控訴審でも控訴棄却で無罪となっています。もともと、検察による起訴が出来ない事件を市民団体に告発させ、第五検審の審査員を二度騙し、平成21年4月に改正施行された検察審査会法を利用して小沢氏を強制起訴に持ち込んだものです。本来なら総理大臣となっていたであろう人物がこの事件により現在、わずか議員9名の「生活の党」の代表に甘んじており、この事件はまさに政権交代を阻止しようとした国家権力によるクーデターであったということになります。

※東京第五検察審査会を迫及する資料サイト：<http://wamoga.web.fc2.com/newindex.html>

「審査申立書」の申立人には2名の名前しかありません。しかし、この第五検審査疑惑を解明しようと長年に亘り多くの人々が携わってきました（詳細については『東京第五検審査会事件』の全容を参照下さい）。平成23年4月には「検審査会の情報開示を求める請願署名」に約7千人の署名が集まり、「小沢一郎議員強制起訴議決を行った東京第五検審査会が秘匿する情報の公開を求めることに関する請願」として参議院議長に提出されています（請願は法務委員会に付託されましたが審議未了で終わっています）。それから今回の審査申立てまで約3年という長い年月をかけ、やっとこの審査会に漕ぎ着けたものです。関係資料の保存期間を考慮しても、この審査会が疑惑を解明できる最初で最後の機会となるでしょう。後がないので調査に完璧を期すため、あらゆる可能性を考慮して要望を列挙させて頂きました。この審査申立てのもとになった「告発状」も「阿修羅^{※1}」という掲示板に投稿、コメントとして寄せられた多くの英知を結集してつくられました。多くの方々の長年の悲願が全て、この「審査申立書」に凝縮されていることを分かって頂きたいと思います。

検審査会は検審査事務局の下請け機関ではありません。審査会長を長とする独立機関であり、審査のために事務官を指揮監督するものです。調査権をもち、独自に調べた調書により職権で審査ができる強力な権限が与えられています。この権限を十二分に活用し、小沢氏を「強制起訴」した第五検審査で一体何が行われたのかを、一日も早く国民の前に明らかにしてほしいと願っています。

この申立ての内容を2月3日に「阿修羅」掲示板に「いよいよ小沢氏を『強制起訴』した東京第五検審査会の実態調査が始まります。あの東京第五検審査で。」というタイトルで投稿^{※2}しましたが、既に閲覧者は1万人を超えています。如何に大勢の人々がこれから行われる第五検審査の審査に期待しているか分かって頂けると思います。

15. 参考資料

- ・別表「東京第五検審査会における陸山会事件の審査状況」
- ・小沢一郎事件年表
- ・「東京第五検審査会事件」の全容
- ・処分通知書（写し）

以 上

※1 「阿修羅」：<http://www.asyura2.com/>

※2 投稿記事：<http://www.asyura2.com/14/senkyo160/msg/646.html>